

様式第9 法第49条第1項（農林水産省令第7条第2項及び内閣府・農林水産省令第1条第2項）及び第50条第1項関係（農地転用の許可）

農地法（大臣許可：計画区域において2ha超の農地転用が明確な土地利用方針を記載する場合）

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	防災集団移転促進事業	大谷第2地区 日門②地区住宅団地 (2工区)	気仙沼市

図面記号									
D-37-④									
土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合 (※2)		土地利用区分	
			登記簿	現況		権利の種類	権利者の氏名又は名称	農振法	都市計画法
		別紙1記載のとおり							
	計	411 ㎡ (田 0 ㎡ 畑 411 ㎡)							
権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定、移転の別	権利の設定、移転の時期		権利の存続期間		その他		
	所有権	移転	復興整備計画公表後		永年		なし		
転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・転用予定地の周辺は宅地と普通畑であるため用排水施設はなく、農地転用による支障はない。 ・雨水対しては、地区南側の既存水路を流下し普通河川を経由し海に排水する計画であり、周辺農地に対する影響がないように措置する。また、工事に伴う土砂の流出に対しては、仮設沈砂池を設置し周辺農地に対する影響がないように措置する。 ・住宅団地完成後の汚水排水は、合併処理浄化槽の整備により排水基準を遵守して地区南側の既存水路に排水するよう措置する。 								

(別紙1) 土地の所在等

所 在	地番	地 目		面 積 (㎡)	所有権以外の使用 収益権が設定され ている場合(※2)		土地利用区分	
		登記簿	現 況		権利の 種 類	権利者の 氏名又は 名称	農振法	都市 計画法
気仙沼市 本吉町日門	86番2の 一部	畑	畑	2,109の一部 411	なし	なし	農振地域内 農用地区域内	都市計画 区域外
計 1 筆 411 ㎡ (田 0 ㎡ 畑 411 ㎡)								